審査基準及び標準処理期間整理個表

番号　4

処　　分　　名	松山市男女共同参画推進センターの使用の許可	
処 分 の 概 要	松山市男女共同参画推進センターの使用申請に基づいて使用を許可する。	
根 拠 法 令 名	松山市男女共同参画推進センター条例 (平成11年条例第29号)	
条　　項	第10条第1項	
所　　管　　課	人権・共生社会推進課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		即日
標 準 処 理 期 間		計　　即日

判 断 基 準

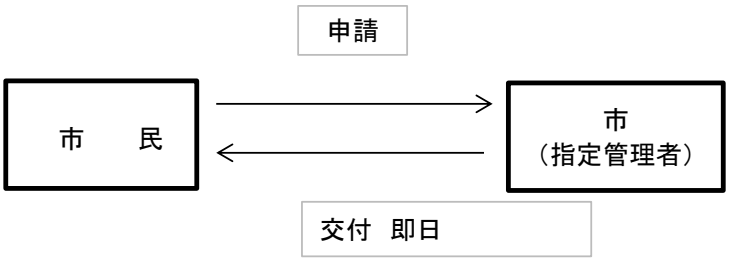
松山市男女共同参画推進センター条例第11条の各号に該当しないこと。

【根拠法令等】
松山市男女共同参画推進センター条例
(使用の許可)
第10条　センターの施設(第3条第3号から第5号まで及び第12号の施設を除く。)を使用しようとする者は，規則で定めるところにより，あらかじめ市長の許可を受けなければならない。
2　市長は，前項の許可をするときは，管理上必要な条件を付すことができる。
第11条　市長は，次の各号のいずれかに該当するときは，使用を許可しない。
(1)　公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
(2)　センターの施設又は附属設備を毀き損し，又は滅失するおそれがあると認められるとき。
(3)　センターの管理運営上支障があると認められるとき。
(4)　その他市長が使用を不適当と認めたとき。

松山市男女共同参画推進センター条例施行規則
(使用許可の申請)
第8条　条例第10条第1項の規定によりセンターの施設の使用許可を受けようとする者は，使用日の前日までに松山市男女共同参画推進センター使用許可申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。ただし，市長が特にやむを得ないと認めるときは，この限りでない。

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。